

令和5年5月17日

内閣府・新しい公益法人制度の在り方

有識者会議「最終報告書」に対する意見

105-0003 東京都港区西新橋1-20-3

虎ノ門法曹ビル602

公益財団法人公益事業支援協会

理事長 千賀修一

TEL 03-5501-2400

senga@t-leo.com

意見書

(各項目毎に1,000字以内にまとめ、ご意見を述べます。)

2. より柔軟・迅速な公益活動展開のために

(1) ①中期的な収支均衡の確保についての意見

新公益法人制度は、民間による公益の増進を目的としつつも、不祥事の発生を契機として、旧来の民法法人制度への反省等に立ち制定されたという経緯から、収支相償の規定がおかれた。意見書では、収支相償原則については呼称(ガイドライン)を含め抜本的に見直すこととしていることについて、大賛成である。

また、見直しに際して、(ア)「中期的な収支均衡」(イ)「公益充実資金の創設」(ウ)「指定正味財産」の「指定における使途制約範囲の緩和」をすることについて等の新しい制度を作ることは反対する。新しい制度を作る内容は、これまでと同じように収支相償の計算を毎年公益法人に課す制度を残すことになり、公益的活動の自由な展開・伸長の制約となる。税法上優遇を受けている学校法人、社会福祉法人、その他の公益法人にはこのような規定がないと聞いている。

そこで、この規定は、民間の公益増進をはかるといふ公益認定法第1条の目的を阻害する規定であるので、この規定を削除するとともに、これまでの収支相償制度を根本から見直し、公益法人に対する制約を大幅に緩和することを求める。しかし、過大な利益をあげる法人(公益法人で過大な利益をあげる法人は少ない。)があると思われるので、例外的に過大な利益を計上する法人に対しては、別の方法で規制することを検討し制定してもらいたい。

②遊休財産の適正管理に対する意見

遊休財産規制は、公益法人が、社会経済情勢の変化等に対応しつつ、安定した法人運営を継続するため、法人にとって一定程度自由に使用・処分できる財産を確保しつつ、公益目的事業の実施とは関係なく財産が法人内部に過大に蓄積されること（死蔵）を避けるための規律である。報告書は、現行の保有制限である1年分を柔軟化して運用するという意見には反対である。公益目的事業を行って税制上の優遇を受けている学校法人や社会福祉法人には遊休財産を規制する直接の規定をおいていないと聞いている。公益法人が公益事業を行ううえで運転資金として保有している資金は遊休財産ではなく、運営上必要な資金であるので、遊休財産という呼称を変更することを提案する。また、公益法人のうち、収入の多くが株式配当や寄附金であるとき、配当金や寄附金の変動することがある。この変動を考慮して、公益法人が公益目的事業を安定的に活動するためには公益目的事業費の3年分位まで運転資金として保有することが必要であると考えられる。しかし、公益法人は、税制上の優遇を受けているので、使用目的のない土地や建物を保有したり、過大な準備金を保有する法人に対する規制をすることは大賛成である。

(2) 柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素化・合理化

(ア) 公益認定申請書類の簡素化についての意見

現在の公益認定申請書が、あまりにも複雑・難関であるので、これを簡素化することに全面的に賛成する。簡素化するにあたり以下のことを取り入れることを要望する。

- ① 公益認定申請の会計関係書類があまりにも複雑であるので全面的に改訂する。
- ② 現在の公益認定の審査において、申請に添付する収支予算書について委員会は積算の根拠を細かく求め、委員が納得できる回答が得られないときは修正を求める。公益認定申請するに際して提出する予算は、申請法人の理事会で決議し評議員会で承認を得ているのであるから、法人内で決議承認したことを尊重して行政庁が介入することはしない。
- ③ ガバナンス上必要ということから多くの書類提出を求めてくる。特に、小規模法人に対し、経理規程・公印取扱規程等々を求めてくることが多くなっているが、法定添付書類以外の書類提出は求めないようにすることを遵守する制度を作ってもらいたい。
- ④ 申請書の添付書類について

公益認定申請をするとき及び定期報告をするとき納税証明書の提出が義務づけられている。この書類を取り提出することは取り寄せに時間がかかり費用もかかるので、一般法人を設立した後第1期事業年度終了前に公益認定の

申請をするとき、税金申告期限が来ていないので滞納のないことは明白であるので、証明書の添付は全く必要ないにも拘らずこの添付が求められている。納税証明書は、国と都道府県・市町村の3箇所から取り寄せる必要があり、必要のない書類の添付は求めないように改訂してもらいたい。

(イ) 公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化についての意見

公益認定・変更認定手続について、手続を簡素化・合理化したうえ、ガイドライン等で明記されていない書類を求めず、審査に要した期間の状況を公表し、短縮を図ることについて全面的に賛成する。これまでの公益認定申請において、公益認定に要する標準的な期間は、4ヵ月とするとしているにも拘わらず、この期間は遵守されていない。

公益認定等委員会は、これまで活動報告書に審査にあたって、各法人の創意工夫や自主性をできるだけ尊重し、「暖かく」審査に臨むこととしていると公表しているが、この点事実と異なる。委員会は、各法人の創意工夫や自主性よりも、公益認定と直接関係ない事項を質問したり、小規模な法人に対し、ガイドラインに記載されていない規程をいくつも作成するよう求めて、公益認定申請の審査に長期間を要している。

委員は、これまで公益認定に必要な項目のみを審査すれば早期に審査が終了するところ審査対象でないことまで質問をし、同じ質問を形をかえて質問する等、まさに箸の上げ下ろし以上の爪楊枝の上げ下げまで指導してきた。

委員会は、公益法人に対し法令遵守を求めており、この点から委員会は国民との約束である審査期間をできるだけ標準的な期間で終了させることを遵守し、これを守ることを担保する制度(例えば、常勤委員で処理が遅い委員は再任の推薦をしない。)を作ってもらいたい。

3. より国民からの信頼・協力を得ていくために

② わかりやすい財務情報の公表

(ア) (イ) (ウ) についての意見

現在の公益法人会計による公益認定申請・会計報告書類は、公益法人にとって大きな負担となっているので、わかりやすく簡素化することに大賛成である。

また、この変更をするとき、現在大規模法人と小規模法人と同一内容の会計書類の作成を要求している点の改正をお願いしたい。公益法人であるので経理処理、財産管理が適正に行われることは重要であるが、小規模法人等において現在行政庁が要求するような非常に複雑な会計関係書類を提出する必要はないと考える。そこで、公益目的事業費または正味財産額により大規模法人と小規模法人と区分して、以下のことを検討して採用することをお願いしたい。

(1) 現在の公益法人会計は、大規模法人と小規模法人と同一内容の会計処理

を要求しているが、公益目的事業費または正味財産額により大規模法人と小規模法人と区分して、小規模法人は、簡易な会計報告ができるようにする。

- (2) 収益事業を行っていない公益法人に対しては、公益目的事業比率の記載は不要であり、この記載を廃止する。
- (3) 収益を目的とする法人が採用する企業会計とは異なり、公益法人は公益目的事業を行った結果を報告する会計であるので、発生主義とするか現金主義とするかについて、公益法人が選択できるようにする。
- (4) 収支相償の原則表を廃止し、遊休財産額（名称を変更）の保有制限のみを計算するが、この財産額計算は全法人に形式的に課すのではなく、一定額保有額を有し、定められた保有額をこえると思われる法人のみに自主的に申告させる。

(3)行政による適正な事後チェック

①立ち入り検査の重点化についての意見

現在行われている立入検査の実施を見直すことは大賛成である。公益法人の殆どは法令を遵守して公益活動を行っており、3年毎に立入りして全公益法人を検査する必要はないと考える。そこで、立ち入り検査実施見直しに伴ない、法人が事業報告書を提出するとき、法人運営に関し問題が生じると思われる事項（例えば、①自己取引の有無・②特定の者に利益を与えるような取引をしていないか③税務申告をする必要の有無・有の場合納税をしたか（この確認により、現在法人から毎期提出している納税証明書の提出を不要とする。）④収益事業を行っている法人で、公益目的事業比率が50%未満となっていないか⑤法人役員の報酬額等を抽出して、確認、報告する書類を提出する方式を採用することを提案する。この確認、報告書の記載事項を工夫することにより、法人自身が運営上コンプライアンス確保について留意することになり、不祥事防止になる。またこの確認、報告書を法人自身で申告する方式を採用し、虚偽の申告をしたときは、ペナルティを課されることを承諾する旨の書面提出をしてもらえば、立入検査するのと同様の結果が得られると思う。

また、公益法人の活動に問題があると思われる法人について当該法人の関係者等から行政庁に通報する制度（イギリスのチャリティ委員会はこの制度を採用している）を作ることは賛成であり、通報の内容を判断して必要なとき当該法人に事情を聴取し必要があると認めるとき立入り検査をするようにすると法人の不正運営を防止する役割を果たすことになる。

以上